

学校等における子どもの安全確保のための指針

| 項目 | 頁 |
|--------------------------|--------|
| 通則 | ・・・ 54 |
| 目的 | |
| 基本的な考え方 | |
| 防犯の基本原則 | ・・・ 55 |
| 具体的な方策等 | |
| 不審者の侵入防止等 | ・・・ 56 |
| (1) 出入口の限定 | |
| (2) 出入者の把握 | |
| (3) 配置 | |
| (4) 防犯設備 | |
| 施設・設備の設置及び点検整備 | ・・・ 57 |
| 安全確保についての校内体制の整備等 | |
| 安全教育の充実 | ・・・ 58 |
| 保護者、地域及び関係団体との連携 | |
| (1) 保護者、地域住民及び関係団体への協力依頼 | |
| (2) 広報啓発活動 | |
| (3) 関係機関・団体との連携 | |
| (4) その他 | |
| 緊急時に備えた体制の整備等 | ・・・ 59 |
| (1) 学校等の体制 | |
| (2) 連絡体制の確立 | |
| (3) 関係機関・団体との連携 | |

第1 通則

1 目的

この指針は、鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年鹿児島県条例第76号）第13条第3項の規定に基づき、学校、児童福祉施設及び学習塾（以下「学校等」という。）において、子どもの安全を確保するために行う必要な方策等を定めることにより、学校等における子どもの安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象、位置づけ

この指針は、学校等の設置者及び管理者（以下「学校等の管理者等」という。）に対して、学校等における子どもの安全を確保するための望ましい具体的な方策等を示したものである。

(2) 指針の適用

この指針は、子どもの発達段階や学校等及び地域の実情等に配慮して適用するものとする。

(3) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

学校等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、施設等の配置計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 見通し及び「人の目」の確保（注1）（監視性の確保）

見通し及び「人の目」が確保されることによって、犯罪企図者（注2）が近づきにくい環境を確保する。

(2) 学校等の関係者の防犯意識の向上（領域性の強化）

学校等の関係者の防犯意識の向上を図るとともに、学校等の施設を塀、柵又は垣や扉等により守るべき領域を明確にすることによって、犯罪の起きにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の防止（接近・侵入の制御）

配置計画（注3）、動線計画（注4）及び各部位の設計等によって、犯罪企図者の動きを限定し、学校等の敷地内や建物内等、守る範囲への接近・侵入を妨げ、子どもの被害等の犯罪を抑止する。

第2 具体的な方策等

1 不審者の侵入防止等

学校等の管理者等は、正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防ぎ、子どもへの危害を未然に防ぐため、以下の点に配慮する。

(1) 出入口の限定

- ・ 学校等の施設から見通しが確保された門等，出入口を限定する。
- ・ 普段使用しない門扉等は，確実に施錠する。

(2) 出入者の把握

- ・ 関係者以外の立入を禁止する旨の立札，看板等を門等に設置する。
- ・ 来校者や来訪者等（以下「来校者等」という。）用の入口，受付（事務室等）への案内図及び受付への立寄り等を門等に掲示する。
- ・ 来校者等に対して，受付時における氏名等の記載（受付票等）及び来校者等証の着用を要請する。
- ・ 来校者等への積極的なあいさつや声かけを行う。

(3) 配置

- ・ 不審者の侵入防止及び死角の排除等を目的とした教室，職員室，事務室等の配置とする。

(4) 防犯設備

- ・ 職員室，事務室等が2階など，接地階以外に配置されている場合は，校舎等施設玄関に職員室，事務室等と連動したインターホンを設置する。
- ・ 不審者の侵入を防ぐための赤外線センサーやモニター付きインターホン等の通報装置，警報ベルやブザー等の警報装置，校内緊急通話システムや警備会社との連絡システム等の通報システム及び防犯カメラ等の防犯設備を設置する。

2 施設・設備の設置及び点検整備

学校等の管理者等は、不審者の侵入等を未然に防ぎ、子どもへの危害を未然に防止するため、以下のような施設・設備の設置及び定期的又は臨時の点検整備に努める。

- ・ 門、塀、柵又は垣、外灯、植栽等
- ・ 校舎等施設の出入口、窓、その他施錠設備等
- ・ 警報装置（警報ベル、ブザー等）
- ・ 通報装置（赤外線センサー、モニター付きインターホン等）
- ・ 通報システム（校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等）
- ・ 防犯カメラ等の防犯設備
- ・ 避難経路
- ・ 死角の原因となる設備又は障害物の除去
- ・ 可燃物、危険物又は凶器となる物品の除去

3 安全確保についての校内体制の整備等

学校等の教職員（以下「教職員等」という。）による体制の整備のほか、関係機関とも連携し、以下の点に配慮する。

- ・ 教職員等による学校等の敷地内及び周囲の定期的又は臨時の巡視を行う。
- ・ 施設等の防犯対策に関する点検・改善マニュアル（施設等の点検項目・改善方策・計画等を示したもの）を策定し、定期的な施設等の安全点検を実施する。
- ・ 不審者侵入時の危機管理マニュアル（危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したもの）の策定、教職員等の共通理解を図るとともに、必要に応じて改善を行う。
- ・ 危機管理についての教職員等の研修及び訓練を実施する。
- ・ 学校等の開放時における安全確保に必要な人員を配置する。
- ・ 「学校安全対策連絡会」等を設置し、子どもの安全について検討する。
- ・ 地域内の学校等、警察、県、市町村及びその他関係機関相互の情報連絡網を整備する。
- ・ 地域や学校等の実情に応じて、子どもや教職員等に防犯ブザー等を携帯させる。
- ・ 学習塾内に、業務監督責任者を置き学習塾の講師や職員等の業務等を確認するとともに、安全教育責任者を置いて講師や職員等に子どもの安全に関する教育研修を行う。

4 安全教育の充実

学校等の管理者等は、いのちを大切にせる教育など、安全に対する心がまえを育てるとともに、子どもが日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、犯罪の被害者又は加害者にならないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測できる能力を育成するため、以下のような取組を行うとともに、保護者等に対しての啓発を行う。

- ・ 不審者侵入時の対処方法を習熟させる避難訓練、防犯訓練を実施する。
- ・ 地域における危険箇所、「子ども110番の家」等を周知する。
- ・ 地域安全マップの作成や危険予知トレーニング等地域社会の安全について、子どもが主体的に取り組む教育を実施する。
- ・ 防犯標語「いかのおすし」（注5）や県教育委員会の「あんぜん・かごしま・あい（愛）ことば」等により、「安全」に対する意識を高める。

5 保護者、地域及び関係団体（PTA、子ども会・自治会等）との連携

保護者、地域及び関係団体と連携し、子どもの安全につながるよう以下のような取組を実施する。

(1) 保護者、地域住民及び関係団体への協力依頼

- ・ 保護者、スクールガード（注6）による学校内外の巡回
- ・ 保護者、スクールガード等による登下校時の安全指導
- ・ 学校行事等におけるスクールガードの安全活動
- ・ 不審者発見時の警察及び学校への速やかな通報
- ・ 地域住民等による子どもへのあいさつや声かけ運動

(2) 広報啓発活動

- ・ 不審者に関する注意喚起文書等の配布や掲示など速やかな周知体制の整備を行う。
- ・ 地域と連携して、不審者対策の防犯標語看板等を設置する。

(3) 関係機関・団体との連携

- ・ 警察，消防等との緊急時の連絡体制を確立する。
- ・ 警察，保護者，地域住民及び関係団体と情報の共有化を図る。
- ・ 警察，消防等に対して，安全教室，護身術等の防犯訓練，救命救急訓練等の実施を依頼する。
- ・ 「子ども110番の家」等との連携を強化するとともに，管轄警察署と新たな委嘱先について協議する。
- ・ 関係団体と協力した学校等の敷地内及び周囲の巡視及び安全確保活動を行う。
- ・ 医療機関等との連携による心のケアを必要とする子どもへの対応を行う。

(4) その他

- 〔 事件等の発生状況により，保護者による子どもの送迎等を依頼する。 〕

6 緊急時に備えた体制の整備等

学校等の近隣において子どもに危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし，又は侵入した場合に備えて，地域住民及び警察，消防等の関係機関と連携し，以下のような方策等について検討し，学校等の実情に応じて必要な対策を実施する。

(1) 学校等の体制

- ・ 安全管理を徹底するための学校等の安全管理体制の整備を図る。
- ・ 安全管理を徹底するための教職員等に対する指導，研修及び訓練を実施する。
- ・ 不審者が学校等に侵入しようとし，又は侵入した場合など緊急時における教職員等の役割分担（不審者に対する監視，侵入阻止，排除体制の確立並びに子どもへの注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制）を確立する。
- ・ 安全を守るための器具（さすまた，ネット，杖等）を備え付ける。

(2) 連絡体制の確立

- ・ 緊急時あるいは，学校等の近隣において子どもに危害が及ぶおそれのある事案が発生した場合の保護者への連絡，登下校の方法等を決定する。
- ・ 遠足など校外での教育活動における緊急時の連絡通報体制を整備する。

(3) 関係機関・団体との連携

- ・ 緊急時のための学校等，警察，県，市町村及びその他関係機関との情報連絡網を整備する。
- ・ 警察，消防等との連携強化による子どもの安全確保に関する情報交換を行う。
- ・ 警察，消防の協力を得て，教職員等，保護者及び地域ボランティア等を対象とした安全教室，防犯訓練，救命救急訓練等を実施する。
- ・ 学校等の敷地内及び周囲の巡回及び安全確保対策について，警察，消防等へ要請する。
- ・ 臨床心理士，スクールカウンセラー等の専門家や専門機関との連携による心のケアの支援体制を確立する。

(注1)「見通しの確保」とは，施設や塀，柵又は垣等が死角の原因とならないように配置を工夫すること並びに窓の位置やガラスの素材等を検討して施設内外の可視性を確保することなどをいい，「人の目の確保」とは，犯罪企図者の侵入等を察知できるようにするとともに，犯罪の抑止を図るために，教職員等，児童生徒，その他学校等の関係者が滞在する場所の配置又は時間帯に応じた動線等に配慮することなどをいう。

(注2)「犯罪企図者」とは，犯罪を行おうとする者をいう。

(注3)「配置計画」とは，門及び建物出入口の位置や開閉・施錠の方法，管理諸室・低学年の児童や幼児の施設等の配置に関する計画をいう。

(注4)「動線計画」とは，時間帯に留意した児童生徒・教職員等・関係業者・来訪者等が移動する方向・頻度等を示す線を動線といい，動線を明確にすることにより，それ以外の場所にいる犯罪企図者や不審者等を見つけやすくする計画をいう。

(注5)「いかのおすし」とは，不審者対応の合い言葉で「行かない」，「乗らない」，「大声を出す」，「すぐ逃げる」，「知らせる」の頭文字を，子どもたちが分かりやすいように，つないだ標語をいう。

(注6)「スクールガード」とは，保護者，地域住民等がボランティアとして登下校時間帯の見守り，校内の巡回等のボランティア活動を行う学校安全ボランティアをいう。